

# 車いす使用者世帯向の入居資格

申込日現在、次の1～8のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 東京都内に居住していること

- (1) 申込者本人が東京都内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みません。（未成年者どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意書を資格審査のときに提出していただきます。）
- (2) 外国人については中長期在留者で（1）のほかに、申込日から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」  
イ ア以外の場合は、申込日において、在留実績が継続して1年以上あること

## 2 同居親族がいること

申込日現在、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。  
ア 申込者本人の婚約者で入居手続きのときまでに入籍できること。  
イ 申込日現在、申込者本人と税法上の扶養関係にあること。  
ウ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者本人の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）ただし、入居しようとする世帯が「7 住宅に困っていること」の区分での高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (2) 内縁関係の場合、申込日以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。  
ア 夫婦が別居する申込み  
イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み  
※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。  
※出産予定の場合、申込最終日までに生まれていなければ、同居親族数には含まれません。  
（ただし、生まれた子の入居は可能です。）

## 3 車いす使用者が次のいずれかにあてはまること

申込者本人または同居親族に身体の障害により車いすを使用している方がいて、次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- イ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者

